

経営者の皆様及び人事労務ご担当者様へ

✓ひとつでも当てはまる方は、ぜひご参加ください!!

- 正規労働者と非正規労働者間に待遇差があるけど、大丈夫?
- 非正規労働者で自身の待遇に不満を抱いている従業員がいる。
- 通勤手当や地域手当等、非正規労働者にも支払わないといけないの?
- 同一労働同一賃金の実現に向けた、実務対応の内容が知りたい。



弁護士法人

新潟第一法律事務所  
Niigata Daiichi Law Office

当事務所は、所属弁護士 24 名、新潟県内に 5 拠点（新潟・燕三条・長岡・新発田・上越）及び東京事務所をかまえる県内最大規模の法律事務所です。

弁護士法人 新潟第一法律事務所 主催 第85回定期セミナー

弁護士が徹底解説!

先着  
20名様  
限定

「同一労働同一賃金」への実務対策セミナー

主な内容

- なぜ同一労働同一賃金なのか?  
～働き方改革の背景も踏まえて～
- 同一労働同一賃金に関する重要な二つの裁判例  
～記憶に新しい長澤運輸事件とハマキョウレックス事件～
- 「同一労働同一賃金ガイドライン案」を読み解く  
～許される差異と許されない差異とは?～
- 事例を用いたケーススタディ  
～制度設計をする際の実務上の留意点～



弁護士  
五十嵐 亮

▶ 講師プロフィール

弁護士法人新潟第一法律事務所長岡事務所所属。事故賠償チーム所属、労務・労災案件の取扱い経験豊富。過去に「傷病休職から復職・退職に至るまでの対応方法セミナー」・「問題社員への正しい対応力を身につけるセミナー」・「長時間労働のリスクと求められる対策セミナー」などのセミナー講師を務め、労務に関するセミナーの実績多数。

期 日 8/3(木) 15:00-16:30

会 場 技術士センタービル I 8階 A会議室  
＜新潟市中央区新光町10番地2＞

参加費 4,000円(税込) ※当日、会場にて申し受けます  
＜顧問先・さむらいプラス会員は、参加費 2,000円＞

「同一労働同一賃金」は、実務に非常に大きな影響を与える問題です。待遇差が不合理と判断された場合には、さかのぼって未払い分を請求される場合もあり得ますし、従業員から一斉に請求されるということもあり得ます。今後大きな労働問題を発生させないためにも、ぜひ本セミナーへご参加ください。

参加ご希望の方は、お手数ですが FAX または Web より 8/2 (水) までにお申し込みください!!

FAX 申込 → 以下をご記入の上お申し込みください! FAX:025-280-1552

フリガナ

事業所名

フリガナ

フリガナ

\* 2名様まででお願いいたします

お名前

参加人数 名様

フリガナ

\*ご紹介者様がいらっしゃる場合はご記載ください

ご紹介者様のお名前

〒

ご住所

電話番号

FAX

E-MAIL

@

[定期セミナー等のご案内(メルマガ登録)について、今後の案内を希望しない□]

※今後 FAX にてのご案内が不要の場合は、ご連絡をいただいたあとはお送りいたしませんので、お手数ですが送付不要のご連絡頂戴できますと幸いです。ご記入いただきました情報は、名簿等の作成、セミナーのご案内以外には使用いたしません。なお、ご紹介者の方に、お申し込み状況についてお知らせする場合がございます。

お問い合わせ先/主催: 弁護士法人新潟第一法律事務所 理事長 和田光弘  
新潟市中央区新光町 10 番地 2 技術士センタービル I・7 階 <担当: 渡辺・萩原・吉崎>  
TEL:0120-15-4640 FAX:025-280-1552 URL:www.n-daiichi-law.gr.jp



弁護士法人

新潟第一法律事務所  
Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会 東京弁護士会 所属)